

オープンカウンタ公告

1 オープンカウンタ番号 オ300514

2 件名 職業大3号館・4号館・6号館トイレ排水管調査作業

3 案件の提示場所及び仕様書等の交付

ホームページにて提示及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校1号館1階（東京都小平市小川西町2-32-1）にて閲覧することとする。

仕様書等は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 職業能力開発総合大学校 1号館1階 経理課において交付する。

なお、電子メールにて仕様書等の送付を希望する場合は、調達件名、会社名、全省庁統一資格の業者コード（申請中の場合は記載不要）、担当者名及び電話番号を記入のうえ、ptu-keiri@jeed.or.jp へて送信すること（送信日以降、土、日、祝日を除き、1日経過し、当校から仕様書等の返信メールが届かない場合は、必ず速やかに下記11で指定した場所に電話し、状況を確認すること。また、返信に時間を要する可能性があること）。

※電子メールの件名は「『オ300514職業大3号館・4号館・6号館トイレ排水管調査作業』仕様書等の送付依頼」とすること。

4 オープンカウンタ方式の競争参加資格

(1) 見積書提出期限の日現在において、平成28・29・30年度各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」又は「D」等級のいずれかに格付けされている者であること。

(2) オープンカウンタ方式参加心得書に記載する内容（以下ページ掲載）を遵守する者であること。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/information/honbu/q2k4vk000000thf4-att/q2k4vk000000thhh.pdf>

(3) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。

(4) 見積書提出期限の日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

(5) 見積書提出期限の日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。

5 仕様説明会の有無 無

6 仕様等に対する質問

(1) この仕様等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

① 受領期間 平成30年5月14日（月）～平成30年5月17日（木）正午まで。

持参する場合は、上記期間の土、日、祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで（最終日の平成30年5月17日（木）は正午まで）。

② 提出場所 下記11に同じ。

③ 提出方法 書面は持参、又は郵送（書留郵便等発送履歴が残るかたちとすること。）、もしくは、FAX、又は電子メールにより提出すること。（上記①の期間内に必着のこと。）

※FAX、又は電子メールにより送信する場合は、送信後、必ず下記11で指定した場所に電話し、

受信を確認すること。

※FAX、又は電子メールの件名は「『オ300514職業大3号館・4号館・6号館トイレ排水管調査作業』に係る質問」とすること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、当校ホームページに掲載する。

① 回答(掲載) 予定日時 平成30年5月22日(火)を予定

(3) 見積書の提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

7 作業現場の確認

オープンカウンタ参加希望者(以下、「参加希望者」という。)は、見積書の提出期限までに可能な限り、作業現場の確認を(9時30分～16時30分の間で)すること。また、参加希望者が現場の確認をする際は、事前に下記11に連絡し、予約すること(予約を希望する時間について、参加希望者の重複等を避けるため、調整することがあること)。なお、現場確認をした際に不明な点がある場合は、質問書により質問することとし、質問書の提出期限以降は原則として質問を受け付けないこと。

8 見積書の提出期限、提出場所、提出方法等

(1) 期限:平成30年5月29日(火) 正午まで

(2) 場所:職業能力開発総合大学校 経理課
[〒187-0035 東京都小平市小川西町2-32-1]

(3) 方法:持参(上記期限内における平日の、10時から正午まで及び13時から16時までに経理課へ提出すること。)

又は郵送(書留郵便に限る。上記期限内必着。封筒表に「オープンカウンタ見積書」と朱記。)

(4) 見積書の様式:オープンカウンタ参加者の自社の見積書(任意様式)とする。なお、次の枠内①～⑤の事項を必ず記載すること。(注意:見積書の日付は提出日とすること。)

- | |
|--------------------------------|
| ① オープンカウンタ番号 |
| ② 調達件名 |
| ③ 日付 |
| ④ 金額 (税抜金額) |
| ⑤ 金額の内訳(見積書に記載できない場合は、別紙として添付) |

(5) 提出書類

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 見積書 | 1通(前項の留意事項を参照) |
| ② 誓約書 | 1通(別添参照、日付は提出日とすること。) |
| ③ 全省庁統一資格の写し | 1通 |
| ④ 連絡担当者の名刺 | 1枚 |

9 見積結果の開披日及び場所

(1) 日時:平成30年5月31日(木) 13時から1週間

(2) 場所:職業能力開発総合大学校 経理課(閲覧方式。ただし、契約予定者には別途通知)

10 契約書等提出の有無 有: 請書(案)、談合等の不正行為に関する特約条項(案)(別添)

11 問合せ先 職業能力開発総合大学校 経理課 経理第2係
東京都小平市小川西町2-32-1

電話:042-346-7614 FAX:042-346-7250 メールアドレス: ptu-keiri@jeed.or.jp

12 その他

見積書の提出に当たっては、オープンカウンタ方式参加心得書(以下ページ掲載)を熟読すること。

<http://www.jeed.or.jp/jeed/information/honbu/q2k4vk000000thf4-att/q2k4vk000000thhh.pdf>

(別添)

誓 約 書

平成 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

職業能力開発総合大学校 契約担当役校長 圓川 隆夫 殿

(住 所)

(商号又は名称)

(代表者氏名)

印

「オ300514職業大3号館・4号館・6号館トイレ排水管調査作業」に参加するに当たって、下記のとおり誓約します。

記

- 1 弊社は本件仕様書について十分に理解した上で参加しており、貴殿と綿密な調整を行いながら、万全の体制での業務実施ができることから、確実に履行できること。
- 2 当誓約書の作成日現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の競争参加資格の停止を受けていないこと。
- 3 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
- 4 当該誓約書の作成日現在において、労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中(執行猶予の場合は執行猶予期間経過中)の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。
- 5 契約成立後に、競争参加資格がないことが判明する等の理由で、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校が見積を無効と判断した場合、契約が解除となることを承知したうえで参加したこと。



請 書 (案)

平成 年 月 日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校
契約担当役校長 圓川 隆夫 殿

住所

氏名 _____ 印
(法人の場合は名称及び代表者の氏名)

契約金額 円 _____ , _____
(内消費税及び地方消費税の額 円 _____ , _____)

内 容	数 量	単 価	金 額	備 考
職業大3号館・4号館・6号館トイレ排水管調査作業	一式	—	, 円	仕様書のとおり

上記の役務等の提供については、次の各条件を承諾し、かつ遵守することを約して、この請書を提出いたします。

- 1 履行場所 職業能力開発総合大学校指定場所
- 2 履行期限 平成30年7月10日(火)
- 3 提供する役務等は、すべて指定(仕様書)のとおりであって、検査を担当する職員(以下「検査員」という。)の検査に合格したものでなければならない。
- 4 次の各号の1に該当するときは、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)職業能力開発総合大学校(以下「職業大」という。)契約担当役においてこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、違約金として当該契約金額の100分の10に相当する金額を納付すること。ただし、情状によりこの違約金を減額し又は免除することがある。
 - (1) 期限内に役務等の提供が完了しないとき。
 - (2) 検査の際に検査員の職務遂行を妨げ、又は不正の行為があったとき。
 - (3) 受注者から解約を申し出てこれを認めたとき。
 - (4) 機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当することが判明したとき。
 - (5) 労働基準法(昭和22年法律第49号)及び労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)等その他の労働関係法令に違反したことにより、監督官庁から処分を受けたとき、又は同法令違反容疑で、乙が逮捕、書類送検、起訴又は有罪判決を宣告されたとき。
- 5 役務等の提供後一年以内にその役務等にかくれた瑕疵又は指定に適合しないものを発見したときは、機構の係員の指示に従って、役務を提供するか若しくは職業大契約担当役において算出した金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 6 期限内に役務等を完了しない場合は、天災地変その他受注者の責に帰し難い事由を除き、遅滞金を徴し、延期許可することがある。遅滞金は契約金額の年5%の割合とし、履行期限の翌日から完了の日までの日数により計算した金額とする。ただし、その遅滞金に100円未満の端数があるとき、又はその総額が100円未満であるときは、その額を徴収しないことができる。

談合等の不正行為に関する特約条項

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校 契約担当役校長 圓川隆夫（以下「甲」という。）及び （以下「乙」という。）が、平成 年 月 日付けて締結した「職業大3号館・4号館・6号館トイレ排水管調査作業」の契約（以下「本契約」という。）について、談合等の不正行為に関し、次の特約条項を締結する。

（談合等の不正行為に係る契約の解除）

第1条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とし、本契約が単価契約又は契約期間が複数年度にわたる契約である場合には、それぞれ契約期間内において支払う金額の総額を契約金額と見なす。）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合において、甲がその超過分の損害につき乙に請求することを妨げるものではない。
- 3 前各項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金及び第2項に定める損害賠償金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5%の割合で計算した額の支払い遅延利息を甲の請求に基づき支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 東京都小平市小川西町2-32-1
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業能力開発総合大学校
契約担当役校長 圓川 隆夫 ㊟

乙

㊟